ご利用規約 ^(気象庁・緊急地震速報専用端末 端末装置・製品)

㈱トータル・ライフサービスコミュニティー(以下「トータルライフ」といいます。)が、トータルライフの製品を購入した利用者に提供する緊急地震速報通報サービス及び緊急コールサービス(以下併せて「本サービス」といいます。)は、このご利用規約(以下「本規約」といいます。)及び別添する気象庁・高度利用者向け緊急地震速報の情報提供に関する確認事項並びに気象庁の緊急地震速報に関する発表に従って、日本国内において提供されます。

利用者が、本規約及び気象庁・高度利用者向け緊急地震速報の情報提供に関する確認事項に同意されない場合、本サービスを利用することはできません。

なお、利用者は、緊急コールサービスの提供を受けるか否かは自由に選択できるものとします。

第1条(用語の定義)

本規約において, 次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

①本体

本サービスを利用するにあたって、㈱トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が指定する Takusu製品)

②付帯機器

本体を操作するに当たって必要となるACアダプター・LANケーブル・電池等

- ③装置ID番号・シリアル番号本体それぞれに割り振られた番号
- ④センターサーバ
- 本サービスを提供するために、Takusu社が自ら運営管理又は、Takusu社の責任で運営管理を委託するサーバ
- ⑤緊急地震凍報
- 気象庁から配信される地震の発生時刻・震源地・マグニチュード(地震の規模)に関する情報
- 6)ISP

インターネットサービスプロバイダの略

第2条(本サービスの概要)

- (1)緊急地震速報通報サービスは、気象庁から配信される緊急地震速報をTakusu社が分析・演算して配信先 (Takusu 専用端末)までの大きな横揺れ(主要動)の到達時間を推定し、インターネット回線を通じてお知らせするサービスです。
- (2)緊急コールサービスは、本体及び付帯機器の簡易な操作により、利用者がTakusu社に登録した携帯電話やパーソナルコンピュータ等のメールアドレスに、予め定めた字数の送信文をメール送信するサービスです。
- (3)Takusu社は、本サービスの内容の詳細を、本規約に定めるほか、別紙に定めることができるものとします。
- (4)本サービスの利用にあたっては、本体及び付帯機器の日本国内での設置が必要となります。
- (5)本サービスの利用にあたっては、本体及び付帯機器の設置場所において、常時接続のインターネット環境及び、自動接続の場合Takusu社が推奨するUPnP対応のルータが必要となります。
- (6)本サービスの利用にあたっては、(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が指定する収納代行会社が行う利用料の口座振替による徴収を予め承諾していただきます。

第3条(本サービスの特性等)

- (1)緊急地震速報通報サービスは、地震災害の防止・軽減に資することを目的として配信されますが、地震により発生する損害を防ぐことを保証するものではなく、あくまでも受信する利用者の責任で対処するもので、気象庁並びにTakusu社は一切の補償に応じません。
- (2)緊急地震速報通報サービスの特性・限界として以下の各号の内容が生じることに起因する一切の損害については賠償いたしません。
- ①震源・マグニチュード・震度の推定に誤差があること
- ②観測点の環境により誤報が発信されることがあること
- ③配信先が震源に近い場合,情報の提供が主要動の到達に間に合わないことがあること
- (3)緊急地震速報通報サービスは、気象庁の緊急地震速報配信に基づくものであり、気象庁が情報の配信を行わなかった場合に生じた損害については賠償いたしません。
- (4)本サービスはインターネット回線及び携帯電話通信網を利用するため、以下の場合は、緊急地震速報通報サービスの通報、緊急コールサービスのメール案内が遅延すること、または、提供ができないことがあります。
- ①Takusu社または通信事業者もしくはISPの通信設備が故障している場合や保守点検を行っている場合
- ②携帯電話会社または利用者が契約しているISPの回線状況が混雑している場合
- ③携帯電話の利用圏外または携帯電話の電波が受信できない場合
- ④天災地変または停電の場合

第4条(本サービスの申込と開始)

- (1)本サービスのご利用にあたっては、(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社の指定する方法で所定の申込書(以下「申込書」といいます。),預金口座振替依頼書(自動払い込み利用申込み書)に必要事項を漏れなく記載の上、(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社に提出し、利用申込みを行っていただく必要があります。 (2) (株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が利用者の申込みを承諾した場合、利用者の登録を行い、利用者の指定する電話番号に通知いたします。
- (3)前項に定める(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社の承諾通知後、(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社からの通信確認のための試験発報が本体に届いたことを確認のうえ、本サービスを開始するものとします。
- (4) **(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社は、次の場合には、本サービスの利用を承諾しない場合があります。
- ①本体及び付帯機器が利用者の責任で正常に機能するように設置されていない場合
- ②本サービスの利用申込みをした方が実在しないことが判明した場合
- ③本サービスの利用申込み内容に虚偽又は重大な記入漏れがあったことが判明した場合
- ④本サービスの利用申込みをした方が、利用料の支払を怠るおそれがある場合
- ⑤過去に不正使用等により、本サービスの利用を停止されていることが判明した場合
- ⑥本サービスの利用申込みをした方が**株トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社の指定する収納代行会社が行う口座振替の利用を認められない場合
- ⑦その他、本サービスの利用申込みを承諾することが、技術上またはTLC社の業務上著しい支障があるとき、または、(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が利用者として不適当と判断した場合

第5条(変更の届出)

- (1)利用者は、その氏名、住所、電話番号、その他申込書の記載事項について変更があった場合は、変更のあった日から30日以内に所定の届出書を(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社に提出するものとします。 (2)前項の届出がなされなかった場合、本サービスの利用ができなくなることがあります。
- (3)利用者が転居するなどして、本体及び付帯機器の設置場所が変わる場合、利用者は**株トータル・ライフサービスコミュ ニティー及び**Takusu社が定める方法により連絡するものとします。
- (4)利用者が転居先などにおいて本サービスの提供を継続して受けるためには、前項の手続の他、本体及び付帯機器を改めて設置することが必要となります。利用者は、本体及び付帯機器を設置した上で、前項の手続を行ってください。なお、(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社は本項にかかる手続に際しては前条(4)を準用して、再手続を承諾しない場合があります。(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社はその旨を直ちに利用者に書面によって通知するものとし、当該通知の発送の時点で本サービスの提供を終了するものとします。

第6条(本サービスの運用)

- (1) (株)トータル・ライフサービ、スコミュニティー及びTakusu社は本サービスの提供にあたり、利用者へのお知らせを行う場合、 (株)トータル・ライフサービ、スコミュニティー及びTakusu社のホームページへの掲載その他(株)トータル・ライフサービ、スコミュニティー及びTakusu社が適当と判断する方法により行うものとします。
- (2) (株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社は、運営上の都合もしくはやむを得ない事由の発生により、利用者に事前に通知または周知することなく、本サービスの一部を変更、追加又は廃止することがあります。この場合は、(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社は予め前項に定める方法によりお知らせするものとします。(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社はこれにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。(3)前項よる変更の内容は、(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が定める発効日により効力を有するものとします。但し、発効日の定めがない場合には、(1)の通知を行った日から1週間を経過した日より効力を有するものとします(初日は算入しないものとします。)。

第7条(本サービスの利用の終了等)

- (1)利用者は、本サービスの利用の終了を希望される場合は、本サービスの終了を希望する月の前月10日までにはトータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が定める方法でご連絡いただくものとします。これにより、はトータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社は本サービスを利用者の希望する月の月末の日をもって本サービスの提供を終了するものとします。
- (2) (株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社は利用者が第8条に定める禁止事項のいずれかに該当した場合は、利用者への本サービスの提供を中止し、または、本サービスの提供を終了することができるものとします。
- (3) (株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社は、利用者が第10条に定める本サービスの利用料を支払われない場合、当該料金の支払いを(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が確認するまでの間、本サービスの提供を停止すること、または、本サービスの提供を終了することができるものとします。
- (4) (株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社は、気象庁が緊急地震速報の配信を終了した場合、緊急地震速報通報サービスの提供を終了するものとします。
- (5)本サービスの提供を終了した場合、(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社はセンターサーバに蓄積した利用者の情報を削除するものとします。

第8条(禁止事項)

- 利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
- ①本サービスの利用申し込み時又は、届出事項につき、虚偽の事実をTakusu社に届け出る行為
- ②装置ID番号・シリアル番号を故意に他人に開示する行為
- ③ **㈱トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社または, 第三者の著作権, 営業秘密, 財産, プライバシー権その 他の権利を侵すなどの不法行為またはそのおそれのある行為
- ④犯罪的行為または犯罪的行為に結びつく行為またはそのおそれのある行為
- ⑤第三者に本サービスを利用させる行為または本サービスを事業として利用する行為
- ⑥ISPが定める規約に違反する行為
- ⑦ **㈱トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社または第三者に不利益または損害を与える行為及びそのおそれのある行為
- ⑧前各号に定める行為を助長する行為
- ⑨前各号に該当するおそれがあるとはトータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が判断する行為
- ⑩その他, 法令, 本規約等もしくは公序良俗に違反する行為または違反するおそれのある行為など(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が不適切と判断する行為
- 本製品の改造及び分解は、総務省の認定製品につき法的な違反行為と見なされる場合があります。

第9条(装置ID番号・シリアル番号)

- (1) **(4)トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社は、プライバシー保護及びセキュリティ管理のため、本サービスの提供にあたっては、装置ID番号・シリアル番号で利用者の照合を行います。
- (2) **(4)トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社は、前項の方法によって利用者の照合ができない場合、本サービスの提供を行わないものとします。
- (3)装置ID番号・シリアル番号の管理ならびに使用については、利用者が責任を負うこととし、使用上の過誤または第三者の不正使用等について(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社は一切その責任を負わないものとします。

第10条(利用料)

- (1)本サービスの利用料は、以下の要素から構成されます。
- ①緊急地震速報通報サービスの利用料(月額別紙価格表による)円(税込)
- ②緊急コールサービスの利用料 月額(月額 別紙価格表による)円(税込)
- (2)利用料は別途定める料金とし、利用料の計算は、本サービスを開始した月から起算するものとします。なお、利用料は、インターネット回線に直接接続する、はトータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu 緊急地震速報受信専用端末1台に対して発生し、利用者が複数の本体から本サービスの提供を受ける場合は、はトータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusuの速報装置に接続一回線に応じて利用料が発生します。
- (3)利用料は、(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が指定する収納代行会社により(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が定める収納指定日に支払われるものとします。
- (4)利用者は、利用料にかかる消費税を負担し、前項と同一の方法で支払うものとします。
- (5)利用者は、利用料6か月分を(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社の定める収納指定日に前払するものとします。ただし、当日が銀行休業日の場合は翌営業日の振替となります。また、本サービスを開始した日を含む月及びその翌月分の利用料は無料とします。
- (6)利用者がサービスの利用を終了された場合,(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社の責めに帰すべき場合を除き,すでにお支払をいただいた利用料は返金しないものとします。
- (7) **㈱トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社が指定する,収納代行会社が、収納指定日に利用者の口座から利用料の振替による徴収ができず,翌月の収納指定日に再振替手続を行い,その時点においても振替による徴収ができない場合,その月の月末日をもってサービスを停止させていただきます。
- (8)利用者が利用料の支払を遅滞した場合、(株トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が催告した日の翌日から支払の日までの日数について年14.5パーセントの割合で計算した金額を延滞利息としてお支払いいただきます。

第11条(費用の負担)

- (1)本体及び付帯機器,その他本サービス利用に必要なすべての機器は,利用者の費用と責任において準備,設置,接続及び設定し,通信回線利用契約等通信環境の整備についても利用者の費用と責任において行うものとし、(株トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社は,通信環境の不備などによる利用障害については一切のサポートを行わないものとします。
- (2)本サービスを利用するためのインターネットアクセス手段にかかる費用(パーソナルコンピュータのインターネット接続料及び携帯電話の通信料等)は利用者の負担とします。

第12条(本サービスの提供の中断)

- (1) **㈱トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社は、本サービスに係るシステムの保守・点検を行うために、事前に利用者に通知し、本サービスの全部または一部の提供を中断することがあります。
- (2) **株トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社は、以下の各号に該当する場合、事前に利用者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を中断することがあります。
- ①本サービスに係るシステムの保守・点検を緊急に行う場合
- ②火災・停電等の事故, 地震・洪水・噴火・津波等の天災, 戦争・暴動・動乱・騒乱等により本サービスの提供ができない場合
- ③本サービスに係るシステムの障害等により本サービスの提供ができなくなった場合
- ④ISPがサービスを中断した場合
- ⑤その他運用上または技術上,(株トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が本サービスの中断を必要と判断した場合
- (3) **㈱トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社は、前2項により、利用者その他第三者に生じた損害について、Takusu社に故意・重過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。

第13条(規約の変更等)

- (1) (株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社は、本規約の運用上の都合もしくはやむを得ない事由の発生により、利用者に事前に通知または周知することなく、本規約の全部または一部を変更、追加又は廃止することがあります。この場合は、(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社は予め第6条(1)に定める方法によりお知らせするものとします。(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社はこれにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (2)前項による変更の内容は、(株)トーダル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が定める発効日により効力を有するものとします。但し、発効日の定めがない場合には、(1)の通知を行った日から1週間を経過した日より効力を有するものとします(初日は算入しないものとします。)

第14条(権利の譲渡の禁止)

利用者は、本サービスを利用する権利その他本規約に基づく権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡し、継承させ、あるいは貸与、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為を行うことはできないものとします。

第15条(免責)

- (1) **(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社は、以下の場合、**(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社に 故意・重過失がない限り、一切の損害賠償義務は無いものとします。
- ①第3条(1)ないし(4)に定めた本サービスの事由による損害
- ②利用者が第5条に定める届出を怠った場合に発生した損害
- ③第6条(2)に定める本サービスの一部の変更, 追加, 廃止により生じた損害
- ④第7条(1)ないし(4)に定めた本サービスの利用の中止、本サービスの提供の中止又は終了により生じた損害
- ⑤利用者が第8条に抵触する行為を行った場合に生じた損害
- ⑥第9条(3)に定める装置ID番号・シリアル番号の使用上の誤りまたは第三者の不正使用等により生じた損害
- ⑦本体及び付帯機器の設置が正常に行われていなかったこと,携帯電話またはパーソナルコンピュータが正常に作動しなかったこと,その他利用者の通信環境の不備により生じた損害
- ⑧第12条(1)(2)に定めた本サービスの中断中に生じた損害
- ⑨気象庁が緊急地震速報の配信を行わなかった場合における損害
- (2) (株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社は、火災・停電等の事故、地震・洪水・噴火・津波等の天災、戦争・暴動・動乱・騒乱等により本サービスの提供ができない場合の損害については、賠償しません。
- (3)本サービスの利用に関して、利用者間または利用者と第三者との間で紛争等が発生した場合であっても、利用者は自己の責任で解決するものとし、(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社は一切の責任を負わないものとします。

第16条(個人情報の取り扱い)

- (1) **㈱トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社は,利用者より収集した利用者個人を識別できる個人情報(以下「個人情報」といいます)を、不正アクセス,紛失、改ざん、窃取がないように適切に管理します。
- (2)利用者は、**株トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社の製品等を扱うTakusuグループの会社(以下「代理店等」といいます)が、以下の目的のために個人情報を利用することを了解するものとします。
- ①本サービスの提供のため
- ②本サービスに関連する商品・サービスのご案内のため
- (3) (株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社は、本サービスを通じて(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社および代理店等が知り得た個人情報について、以下の各号に該当する場合を除き、第三者(他の利用者を含む)に開示し、あるいは提供しないものとします。

- ①利用者が自ら自己の氏名,住所,性別,年齢,メールアドレスその他の個人情報を当該第三者に開示し、あるいは当該第三者に開示することに同意しているとき
- ②法令の規定に基づき,裁判所,警察,検察その他の国家機関またはこれに類する機関より,利用者の個人情報の開示を求められたとき
- ③Takusu社, Takusuグループの会社あるいは第三者(他の利用者を含む)の生命, 身体, 財産, 権利等を保護するために必要であると(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が合理的に判断したとき
- ④その他、本サービスの運営に必要なとき
- (4)利用者は、(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が定める方法、連絡先に従って通知することにより株トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社及び代理店等が当該個人情報を利用し、あるいは提供することを中止するように申し出ることができるものとします。ただし、前項第2号および第3号に該当する場合はこの限りではありません。
- (5)利用者は、(株)トータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社が定めた手続に従い、(株)トータル・ライフサービスコミュニティー 及びTakusu社に登録されている自己の個人情報の開示を求めることができるものとします。 開示の結果,自己の個人情報に誤りがあった場合,利用者は当該情報の訂正または削除を求めることができます。
- (6) **㈱トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社が第三者に本サービスの提供に関して会社分割,営業譲渡等を行う場合,利用者は、ご提供いただいた個人情報が当該営業を譲受ける第三者に譲渡されることに同意するものとします。

第17条(管轄裁判所)

利用者と**㈱トータル・ライフサービスコミュニティー及び**Takusu社は,本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合,大阪地方裁判所あるいは大阪簡易裁判所を第1審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第18条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第19条(協議)

本サービスに関して利用者とはトータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社との間で問題が生じた場合には、利用者とはトータル・ライフサービスコミュニティー及びTakusu社の間で誠意をもって協議するものとします。

追 記

本製品は株式会社トータルライフサービスコミュニティが気象庁の 予報業務許可事業者 第97号許可を受け製造たものです。 情報配信は、Takusut株式会社が予報業務許可事業者第147号を受け 情報配信を行っているものです。

規約の改定等

初版 平成19年8月1日

平成23年4月25日「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」の公表について改定

平成24年4月1日予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準」の全部が改正され説明義務が定められた関係からか新規取引において担当者からの説明が終了した確認書を頂くことになりました。

書式H12023/KO